

## 船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成29年11月26日 17時06分ごろ
発生場所	兵庫県神戸市須磨海水浴場南方沖 神戸須磨西防波堤灯台から真方位183°725m付近 (概位 北緯34°38.0′ 東経135°07.9′)
インシデントの概要	プレジャーボートケロロ丸は、東進中、のり養殖施設に進入して絡索し、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成29年12月25日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ケロロ丸、3.8トン
船舶番号、船舶所有者等	250-53220兵庫、株式会社ホワイト急便西宮
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：16時50分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、右舷方から風波を受ける状況下、阪神港尼崎西宮芦屋区の係留地に向けて須磨海水浴場南方沖を約12ノットの対地速力で手動操舵により東進していた。</p> <p>船長は、GPSプロッターの航跡線が須磨海水浴場南方沖に設置されたのり養殖施設の方に向かっていたので、機関を停止して外に出たところ、波間に見えた同施設の標識灯付近から本船が同施設に進入し、行きあしが止まったことを認めた。</p> <p>船長は、のり養殖施設の索が本船のプロペラに絡んでおり、運航不能になったものと思い、118番通報したものの、ドライブユニットを海面上に上げると同時に索がプロペラから外れたので、同施設を離れた後、係留地に帰航した。</p> <p>船長は、のり養殖施設の存在を知っていたものの、周囲が暗く、手動操舵に意識を向けていたので、同施設に接近していたことに気付くのが遅れたと帰航後に思った。</p>
分析	本船は、右舷方から風波を受ける状況下、須磨海水浴場南方沖を東進中、船長が、手動操舵に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、のり養殖施設に接近していることに気付くのが遅れ、同施設に進入して絡索し、運航が阻害されたものと考えられる。

<b>原因</b>	本インシデントは、夜間、本船が、右舷方から風波を受ける状況下、須磨海水浴場南方沖を東進中、船長が、手動操舵に意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、のり養殖施設に接近していることに気付くのが遅れ、同施設に進入して絡索したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ のり養殖施設等航行の支障となる障害物が存在する海域を航行する際には、風及び波の状況を把握し、船位の確認を行うとともに、常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>